

一般社団法人東京言友会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人東京言友会と称する。

(目的)

第2条 当法人は、吃音者及び広く一般市民に対して、吃音に対する知識の普及、啓発と、吃音者の利益の保護、交流の促進のための相互コミュニティの構築を目的とするとともに、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 吃音についての調査、研究、情報の収集、分析及び提供に関する事業
- 2 吃音についての講演会、講習会、セミナー等の企画、開催、運営に関する事業
- 3 各種イベント、交流会等の企画、開催、運営に関する事業
- 4 会報、書籍、雑誌等の企画、発行、出版、販売等に関する事業
- 5 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、東京都豊島区に主たる事務所を置く。

(公告方法)

第4条 <http://tokyo-gennyukai.jimdo.com/>

第2章 会員

(入会)

第5条 当法人の会員は、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) **正会員は社員総会での議決権を有する。**
- 2 当法人の会員となるには、当法人が別に定めるところにより当法人の理事会に申し込み、その承認を受けなければならない。

(会費)

第6条 会員は総会の定めるところにより、会費を納入しなければならない。

- 2 **正会員の会費は年額3,000円とする。**詳細は理事会規則に規定する。
- 3 納付した会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(任意退会)

第7条 会員は、任意にいつでも退会することができる。この場合においては、各会員は、1ヶ月前までに当法人に退会の予告をしなければならない。

(会員資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受け、成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (4) 会費の納入が継続して半年以上されなかったとき
- (5) 除名されたとき

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合等、除名すべき正当な事由があるときには、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて除名することができる。

この場合、その会員に対し、あらかじめ通知するとともに、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款、規則又は総会の議決に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷付け、又は目的に反する行為をしたとき

(社員名簿)

第 10 条 当法人は、法令で定めるところにより、社員名簿を作成する。

第 3 章 社員総会

(種類)

第 11 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の 2 種とする。

(社員総会の権限)

第 12 条 社員総会は、法令又はこの定款に定める事項に限り、決議をすることができる。

(開催)

第 13 条 定時社員総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(社員総会の招集)

第 14 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総社員の議決権の 5 分の 1 以上を有する正会員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(社員総会の招集の通知)

第 15 条 社員総会を招集するには、社員総会の日の 2 週間前までに、社員に対してその通知を発しなければならない。

(社員総会の議長)

第 16 条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長に事故があるときは、当該社員総会に出席した者のうちからこれを選出する。

(議決権の数)

第 17 条 社員は、各 1 個の議決権を有する。

(社員総会の決議)

第 18 条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって議決権を行使し、又は代理人によって議決権を行使することができる。
- 3 前項の規定により表決した社員は、第 1 項の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第 19 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第 4 章 役員等

(役員を設置等)

第 20 条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 5 名以内
- (2) 監事 1 名以上 3 名以内
- 2 理事のうち、1 名を代表理事とする。
- 3 代表理事を理事長とし、理事のうち、1 名を副理事長、2 名以内を専務理事とすることができる。

4 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(選任等)

第 21 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

(役員制限)

第 22 条 理事のうちには、それぞれの理事について、当該理事と次の各号で定める特殊の関係のある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。監事についても、同様とする。

(1) 当該理事の配偶者

(2) 当該理事の三親等以内の親族

(3) 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

(4) 当該理事の使用人

(5) 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者

(6) 前3号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

2 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

第 23 条 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 副理事長は、理事長を補佐する。

3 専務理事は、当法人の業務を執行する。

(監事の職務権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(監事の報告義務)

第 25 条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

(理事会への出席義務等)

第 26 条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2 監事は、前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。

(理事の任期)

第 27 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(監事の任期)

第 28 条 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(解任)

第 29 条 役員解任は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社

員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬及び退職慰労金)

第30条 理事及び監事の報酬及び退職慰労金は、社員総会の決議により定める。

(取引の制限)

第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取扱いについては、第42条に定める理事会規則によるものとする。

(責任の一部免除)

第32条 当法人は、理事の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 理事会

(理事会の設置)

第33条 当法人は、理事会を置く。

(構成)

第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

(開催)

第36条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を示して理事長に招集の請求があったとき
- (3) 第26条第2項に定める監事からの招集の請求があったとき

(理事会の招集権者)

第37条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

(理事会の議長)

第38条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事が議長になる。

(理事会の決議)

第39条 理事会の決議は、議事に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の決議については、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(理事会の議事の省略)

第 40 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 41 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

(理事会規則)

第 42 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第 43 条 当法人は、社員総会の決議により、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利)

第 44 条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第 45 条 基金は、定時社員総会が決定したところに従って返還する。

第7章 計算

(事業年度)

第 46 条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の分配の禁止)

第 47 条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

(残余財産の帰属)

第 48 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 附則

(委任)

第 49 条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(最初の事業年度)

第 50 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成24年3月31日までとする。

(設立時役員)

第 51 条 当法人の設立時理事、設立時代表理事（理事長）、及び設立時監事は、次のとおりである。
代表理事（理事長） 花 蘭 悟、理事 登 椰 正、理事 原 田 康 雄、監 事 土 井 公 典

(設立時社員)

第 52 条 当法人の設立時社員の氏名は、次のとおりである。
花 蘭 悟、登 椰 正、原 田 康 雄、土 井 公 典

(法令の準拠)

第 53 条 この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(附則)

第1条 本定款は平成23年(2011年)10月30日作成

- ・平成24年(2012年)6月17日定時総会にて一部改訂
- ・平成29年(2017年)6月18日定時総会にて一部改訂
- ・令和4年(2022年)5月28日定時総会にて一部改訂